

○福島県立美術館運営協議会条例

昭和五十九年三月三十日

福島県条例第三十四号

改正 平成二四年三月二一日条例第四二号

令和五年三月二四日条例第三一号

福島県立美術館運営協議会条例をここに公布する。

福島県立美術館運営協議会条例

(設置)

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十三条第一項の規定に基づき、福島県立美術館（以下「美術館」という。）の適正な運営を図るため、福島県立美術館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（令五条例三一・一部改正）

(組織)

第二条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、十人以内とする。

（委員の任命及び任期）

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（平二四条例四二・一部改正）

（会長及び副会長）

第四条 協議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第六条 協議会の庶務は、美術館において処理する。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年条例第四二号)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県立美術館運営協議会条例第三条第一項の規定により任命されている福島県立美術館運営協議会の委員は、その残任期間中は、改正後の福島県立美術館運営協議会条例第三条第一項の規定により任命された福島県立美術館運営協議会の委員とみなす。

附 則 (令和五年条例第三一号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。